

物 件 事 項 説 明 書

物 件 番 号	1					
所 在 地	福島県須賀川市和田道139番3 外2筆（和田道138番5、和田道141番5）					
地積（実測）	1986.66㎡	現況地目	宅地	形状	長方形状の中間画地、更地	
地積（登記）	1986.66㎡	登記地目	宅地	状況		
接面道路状況	南側に幅員約6mの舗装市道が配置しています。					
占有物・付属物	なし					
土地境界確認	確定済み					
法規制等	都市計画法及び建築基準法に基づく制限	区域区分	用途地域		建ぺい率	指定容積率
		都市計画区域 市街化区域	第一種低層住居専用地域		40%	60%
	その他の規制等					
交 通	ＪＲ東北本線 須賀川駅まで約2.8km。					
周辺地域の設備	電気	東北電力				
	ガス	プロパンガス				
	給水	公営水道、公共下水道				
近隣の状況	・当該物件は、ＪＲ東北本線須賀川駅から約2.8kmに位置し、商業施設の接近性については、北側約2.0km付近に大規模複合商業施設「イオンタウン須賀川」が存しています。 ・当該物件の北側には認定こども園りのひら、南西側約800m付近に須賀川市立第三小学校、須賀川市立第三中学校、北西側約300m付近に福島県立須賀川高等学校、西側約2.0kmに須賀川市役所が位置しております。					
備 考	①上下水道について、給排水設備の敷設、水道加入金及び下水道の受益者負担金を負担することになります。 ②当該物件及び和田道139番10（以下「隣接地」という。）上に設置してある門扉・門柱・フェンス・その他構造物（以下「門扉等」という。）については、現状有姿のままとします。 ③現状のままで支障がある場合は、購入者負担により門扉等を解体、処分又は自己所有地に移転してください。 ④隣接地上にある門扉等を現状のまま使用したい場合は、道路河川課と協議し、必要な手続きをしてください。なお、当該物件上及び隣接地上にある門扉等の維持管理は、門扉等を使用しない場合も購入者負担により行ってください。 ⑤市が道路拡幅をする場合で、隣接地上の門扉等が支障となる場合には、市の負担により解体し、道路占用許可等がされていればその時点で廃止となります。なお、既存の門扉等を解体した後に、購入者において新たな困障等が必要な場合は、購入者負担により設置してください。 ⑥門扉等を購入者負担により自己所有地に移転し、再利用することは可能ですが、隣接地の取扱い等について道路河川課と協議し、必要な手続きをしてください。 ⑦隣接地上の門扉等の解体は、道路拡幅事業のほか市が実施する事業においてのみ市の負担で実施し、それ以外の場合は購入者負担とします。 ⑧学区は第三小学校、第三中学校となります。					

